

# 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の概要(1)

湯山 壮一郎 金融庁企画課信用制度参事官室課長補佐

笠原 基和 前金融庁企画課信用制度参事官室課長補佐

富永 剛晴 前金融庁企画課信用制度参事官室課長補佐

本間 晶 前金融庁企画課信用制度参事官室課長補佐

波多野 恵亮 金融庁企画課信用制度参事官室専門官

竹内 裕智 金融庁企画課信用制度参事官室係長

## 一 はじめに

モバイル決済や人工知能を活用した融資など FinTech（注一）の動きに代表される近時の IT イノベーションの急速な進展は、今後の金融サービス等のあり方に大きな変革をもたらしつつある。欧米金融機関が、こうした環境変化に戦略的に応じる動きを活発化させる中、日本の金融グループがこれと伍して競争していくためには、さまざまな金融サービス分野において、イノベーションの促進に向けた取組みを強化していくことが重要な課題となっている。また、仮想通貨を巡っては、二〇一五年六月にドイツ

で開催された G7 エルマウサミットにおいて、適切な規制を含め、すべての金融の流れの透明性が確保するためにさらなる行動をとることが合意された。

こうした状況を踏まえ、

- ① 金融グループにおける経営管理を実効的なものとするため、銀行持株会社等が果たすべき機能を明確化する、
- ② 金融グループの効率的な業務運営と金融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化する、
- ③ 金融機関と金融関連 IT 企業等との一層の連携の強化を可能とするため、銀行および銀行持株会社等による金融関連 IT 企業

## 目次

- 一 はじめに
- 二 改正の経緯
  - 1 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ／ワーキング・グループ
  - 2 金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ
  - 3 改正案の策定から公布まで
- 三 改正の概要
  - 1 改正の全体像
  - 2 金融グループにおける経営管理の充実
  - 3 共通・重複業務の集約を通じた金融仲介機能の強化
  - 4 IT の進展に伴う技術革新への対応
  - 5 外国銀行代理業務に関する特則
  - 6 その他

等への出資の容易化を図る、  
 ④ 仮想通貨について、G7 サミット等の国際的な要請も踏まえ、マネロン・テロ資金対策および利用者保護のための法制度を整備する、  
 などの施策を盛り込んだ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」が、平成二八年三月四日に第一九〇回国会（常会）に提出された。その後、国会における審議を経て、五月二五日に成立、六月三日に公布された。  
 本稿においては、今般の改正の経緯、および、

銀行法関連の改正の概要について解説を行うこととし、資金決済法や電子記録債権法に係る改正の概要、および、施行に向けた今後のスケジュールについては、次号(二〇八号)で解説することとしたい。なお、本文中、意見にわたる部分については、筆者らの個人的見解であることを申し添えたい。

## 二 改正の経緯

一般の改正に際しては、金融審議会に二つのワーキング・グループが設けられ、それぞれ検討が行われた。ここでは、まず、両ワーキング・グループの設置や検討の経緯等について概説する。

### 1 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ／ワーキング・グループ

近年、ITの急速な発展が金融に変革をもたらすとともに、経済活動のグローバル化が一段と進展し、そうした動きと、IT化・グローバル化に伴う個人・企業の行動・取引様式の変化とが相まって、決済サービスを取り巻く環境が大きく変化している。

こうした中、平成二六年九月、麻生金融担当大臣より、金融審議会に対し、「決済サービスの高度化に対する要請の高まり等を踏まえ、決済及び関連する金融業務のあり方並びにそれらを

支える基盤整備のあり方等について多角的に検討する」旨の諮問がなされた。これを受け、「決済業務の高度化に関するスタディ・グループ」(以下「決済スタディ・グループ」という)において、決済高度化に向けた基本的な論点や方向性について審議が行われ、平成二七年四月、「中間整理」(注二)が公表された。

その後、「決済スタディ・グループ」は「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」に発展的に改組され、平成二七年七月以降、「中間整理」で指摘された課題等について審議が行われるとともに、仮想通貨に関しても、最近の国際的な動向等を踏まえ審議が行われた。同年一二月、同ワーキング・グループは、決済業務等の高度化に向け、今後の具体的な行動計画と将来的な方向性についての検討結果を取りまとめた報告書(注三)を公表した。

### 2 金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ

近年、銀行を中核とする金融グループを取り巻く環境は、大きな変化に晒されている。EFT、Fintechの動きに代表されるITイノベーションの急速な進展は、決済をはじめとする金融サービスの今後のあり方に大きな影響を及ぼすものである。欧米金融機関が、こうした環境変化に戦略的に応じる動きを活発化させる中、日本の金融グループがこれと伍して競争していくた

めには、さまざまな金融サービス分野において、イノベーションの促進に向けた取り組みを強化していくことが重要な課題となっている。前記のスタディ・グループでは、主に「決済業務の高度化」という観点から、ITイノベーションへの対応について議論がなされていたが、ここでの議論を通じ、前記のような金融グループを取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、決済業務の高度化の問題は、単に決済業務の問題にとどまらず、金融グループのIT戦略、さらにはグループ全体の経営戦略の問題と密接不可分であることが認識された。

また、金融グループの状況をみると、メガバンクグループなどでは、銀行以外の業態の子会社や海外子会社のグループ全体に占める収益の割合が増加傾向にある。地域の金融機関に目を転じれば、持株会社を活用し、県域の枠を越えた経営統合の動きがみられるなど、グローバル・ローカルな経済・金融環境の変化に対応しつつ、それぞれ新たな展開を迎えている。さらに、グローバルに活動する金融グループを巡る国際的な議論では、持株会社を中心とした金融グループ全体としての健全性を、持株会社の所在する母国の当局が責任を持って監督していくべきとの流れもある。

このような金融グループの多様化、国際化等が進展する中、金融グループを巡る現行の制度は、これらの実態に必ずしも十分に適合してい

ないのではないかと、この指摘も存在した。

こうした状況を踏まえ、平成二七年三月の金融審議会において、麻生金融担当大臣より、「金融グループの業務の多様化・国際化の進展等の環境変化を踏まえ、金融グループを巡る制度のあり方等について検討を行うこと」との諮問が行われ、金融審議会の下に、「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」(以下「金融ワーキング・グループ」という)が設置された。金融ワーキング・グループでは、同年五月から九回にわたり審議が行われ、同年一二月、それまでの審議結果を取りまとめた報告書(注四)が公表された。

### 3 改正案の策定から公布まで

両ワーキング・グループが取りまとめた報告書で示された提言を踏まえ、このうち、法律上の手当てが必要なものについて、法律案の策定作業が進められ、

- ① 金融グループにおける経営管理を実効的なものとするため、銀行持株会社等が果たすべき機能を明確化する、
- ② 金融グループの効率的な業務運営と金融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化する、
- ③ 金融機関と金融関連IT企業等との一層の連携の強化を可能とするため、銀行および銀行持株会社等による金融関連IT企業

等への出資の容易化を図る、

- ④ 仮想通貨について、G7サミット等の国際的な要請も踏まえ、マネロン・テロ資金対策および利用者保護のための法制度を整備する、

などの施策を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」が、平成二八年三月四日に閣議決定され、同日国会に提出された。

第一九〇回国会(常会)における同法律案は、衆議院において先議された。衆議院財務金融委員会において審議を経て(衆議院財務金融委員会において、附帯決議が付されている)、四月二八日の衆議院本会議において可決され、参議院に送付された。その後、参議院財政金融委員会における審議を経て(参議院財政金融委員会において、附帯決議が付されている)、五月二五日に参議院本会議において可決・成立し、六月三日に公布された(平成二八年六月三日法律第六二号。以下「改正法」という)。

### 三 改正の概要

#### 1 改正の全体像

改正法は、金融グループの経営形態の多様化、情報通信技術の急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融機

能の強化を図るため、以下の措置を講じるものである。

- (1) 金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、持株会社等が果たすべき「機能」を明確化する。
- (2) 各金融グループの効率的な業務運営と金融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化する。具体的には、
  - ① グループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする
  - ② 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする
  - ③ グループ内の資金融通の容易化を図るため、グループ内の銀行間取引について、経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たす場合には、アームズ・レングス・ルールの適用を柔軟化するなどの措置を講じる。
- (3) ITの進展を戦略的に取り込み、金融グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする観点から、
  - ① 金融関連IT企業等への出資の容易化
  - ② 決済関連事務等の受託の容易化

などの措置を講じるとともに、ITの進展に対応した決済関連サービスの提供の容易化と利用者保護の確保を図るため、

③ ICチップを利用したプリペイドカードにおける表示義務の履行方法の合理化

④ プリペイドカード発行者の苦情処理体制の整備

⑤ 電子債権記録機関での電子記録債権の移動を可能とするための制度面の手当て

などの措置を講じる。

(4) 仮想通貨については、G7サミットにおける国際的な要請も踏まえ、マネロン・テロ資金対策および利用者保護のためのルールを整備する。具体的には、仮想通貨と法定通貨の交換業者（仮想通貨交換業者）について、登録制を導入した上で、

① 口座開設時における本人確認の義務づけ等、マネロン・テロ資金供与対策

② 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等、利用者保護のためのルール整備

などの措置を講じる。

以下、本稿では、改正法のうち、銀行法（以下「法」という）に係る改正部分（前記(1)～(3)①、②）について、その概要を解説する（注五）。

## 2 金融グループにおける経営管理の充実

現行法上、銀行持株会社は「その子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができない」（法五二条の二第一項）とされているが、持株会社が果たすべきグループにおける経営管理機能の内容についての明確な規定は置かれていない。

金融グループは、法人格を異にする各エンティティが、いわば一つの集合体を形成し、エンティティの枠を越え、グループ一体としてさまざまな業務を展開するものとしての側面がある。これを踏まえれば、金融グループにおける経営管理の「形態」は区々であることを前提としつつ、金融グループにおける経営管理の「機能」については、それぞれのグループの経営管理体制が十分に実効的であるため、各金融グループにおいて、グループ全体の経営方針が明確に策定され、それがグループ各エンティティにおいて浸透・徹底されるとともに、経営方針の実行に伴う各種リスクを的確に把握し、リスク顕在化時にも適切に対応できる体制の構築・運用が求められると考えられる。

こうした点を踏まえ、改正法では、金融グループにおける経営管理機能を実効的なものとするため、グループの経営管理として求められる機能を法律上明確化した上で、これを銀行持株会社に求めることとしている（改正後の法五二

条の二第一項および四項）。

具体的には、

① グループの経営方針策定とその適正な実施の確保（銀行持株会社グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保）（同条四項一号）（注六）、

② グループ会社の利益相反管理（銀行持株会社グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整）（同項二号）、

③ グループのコンプライアンス体制の整備（銀行持株会社グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備）（同項三号）、

④ ①～③のほか、銀行持株会社グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの（同項四号）

を、それぞれ銀行持株会社に求めることとしている。

なお、前記一号の「内閣府令で定めるもの」としては、たとえば、収益・リスクテイク方針などが、前記四号の「内閣府令で定めるもの」としては、グローバルなシステム上重要な金融機関に関する再建計画の策定などが想定される。



また、金融グループにおける経営管理機能の充実の要請は銀行持株会社の下で形成されるグループと銀行の下で形成されるグループで異なるものではないことから、銀行持株会社が存在しないグループの場合には、グループ頂点に位置する銀行に、銀行持株会社と同様の経営管理機能の発揮を求めることとしている（改正後の法一六条の三）。

**3 共通・重複業務の集約を通じた金融仲介機能の強化**

(1) 持株会社による共通・重複業務の執行  
前記のとおり、現行法の下では、銀行持株会社が行うことができる業務は、「子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務」に限定されており、銀行持株会社自身が業務執行を担うことは認められていない（法五二条の二第一項）。

この点に関し、金融グループからは、グループ内の各エンティティにおいて共通・重複する業務について、持株会社が統括的・一元的に実施したほうがコスト削減につながり、また、グループ全体の効率的なリスク管理も行いやすいと考えられることから、持株会社がこうした業務の執行を担うという選択肢も柔軟に認めてほしいとの声があった（注七）。他方、銀行持株会社による業務執行を無制限に許容することになると、持株会社に期待されている経営管理機能

の発揮が疎かになる可能性や、子会社との利益相反が生じる可能性があり得る。

このような点を踏まえ、改正法においては、当局の認可にからしめることを前提に（注八）、銀行持株会社の銀行持株会社グループに属する二以上の会社（銀行を含む場合に限る）に共通する業務であって、当該銀行持株会社において行うことが当該銀行持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものとして内閣府令で定めるものについて、銀行持株会社における執行を認めることとしている（改正後の法五二条の二の二）。

銀行持株会社において担うことができる具体的な業務は内閣府令で規定することになるが、たとえば、グループ全体の資金運用や共通システムの管理などがこれに含まれ得ると考えられる。

**(2) 子会社への業務集約の容易化**

現行法では、銀行が、自らの業務を第三者に委託する場合、銀行には、委託先に対する管理義務が課されている（法一二条の二第二項）。このため、グループ傘下の複数の銀行から、グループの共通・重複業務を傘下の子会社に集約する場合、委託元である各子銀行はそれぞれ個別に委託先の管理義務を負うことになり、グループ内の業務集約に際して、大きな負担が生じることになる可能性がある。

この点について、銀行持株会社が委託先の管

理義務を一元的に担うことで責任や指揮命令系統が一元化されれば、グループ全体の経営管理の実効性確保に資する効果もあるものと考えられる。このため、委託元である各子銀行それぞれに重複して委託先の管理を求めるのではなく、銀行持株会社が委託業務の的確な遂行を確保するための措置（具体的には内閣府令において定められる）を講ずることを前提に、グループ全体の経営管理を担う銀行持株会社による一元的な管理に委ねることを可能としている（改正後の法一二条の二第三項一号）。

**(3) グループ内の資金融通の容易化**

現行法上、銀行がその特定関係者（注九）との間で取引を行う場合、特定関係者を優遇する条件（銀行にとって不利な条件）での取引を行うことは原則として禁じられている（法一三条の二。いわゆる「アームズ・レングス・ルール」）。

当該規定は、平成四年の銀行法改正に際して、銀行の他業態への進出に伴う弊害防止措置の一つとして導入されたものであり（注一〇）、その趣旨は、自らと特別の関係がある者の利益を図ることにより、銀行の健全性を損ない、預金者等が害されることを防止することにある。加えて、アームズ・レングス・ルールをグループ全体のリスク管理手段の一つとして機能させることで、デシプリン効いていない仲間内での不明朗な取引が銀行グループ全体としての健全性に問題を生じさせるような事態を防止す

る目的もあるものとされている(注一一)。

一方、金融機関のグループ化が進展する中、今日的には、グループ内の資源を有効に活用し、シナジー効果を発揮することで、グループ全体の収益の最大化を図ることも重要な課題となっている。その際、持株会社の傘下に複数の銀行が存在するようなケースにおいては、アームズ・レンダグス・ルールに基づく条件での取引が必ずしもグループ収益の最大化の実現およびその成果の適切な配分に適さない場面もあると考えられる(注一二)。

今後、金融グループの業務の柔軟化がますます図られていく中、アームズ・レンダグス・ルールの趣旨の徹底は一層重要なものとなるが、同時に、たとえば、グループ内の資金融通に係るアームズ・レンダグス・ルールの適用については、その趣旨が損なわれないよう留意しつつ、グループにおけるシナジー効果発揮という今日的な課題も踏まえて柔軟化を図っていくことも重要である。このため、改正法では、一定の場合にアームズ・レンダグス・ルールによらない取引を許容することとしている(改正後の法一三条の二ただし書後段)。

具体的には、アームズ・レンダグス・ルールが銀行の他業態への進出に伴う弊害防止措置として導入された経緯に鑑み、グループ外で他業態を営む者との競争条件に不均衡をもたらさないよう、同一の銀行持株会社グループに属する銀

行間の取引のみをその対象としている。また、預金者等各銀行の債権者の保護を図る見地から、当該取引が不利益に働く銀行の経営の健全性を損なうおそれがないことその他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けた場合に限って、このような取引を許容することとしている。

なお、前記の内閣府令で定める要件としては、グループ内での収益、リスク管理が恣意的にならないよう、アームズ・レンダグス・ルールに代わる明確な基準が定められていることが求められることになるものと考えられる。

#### 4 I Tの進展に伴う技術革新への対応

##### (1) 金融関連I T企業等への出資の容易化

近年、FinTechと呼ばれるI T技術を活用した独創的な金融サービスが急速に拡大しつつある。たとえば、スマートフォンを用いた新たな決済サービスや携帯電話番号等を用いた送金サービスなどが、主にI T企業または、それとの連携によって、新たな形で利便性高く提供されている。欧米金融機関では、こうした技術の取込みを目的に、決済関連をはじめとするI T企業への出資・買収を通じ、自身の金融サービスを拡充している。

こうした中、日本の金融グループにおいても、これらの企業等への出資を通じ、I T技術の革新の成果を銀行業務に取り込みたいとの要

請が高まりをみせているが、現行法の枠組みは、必ずしも、こうした要請に十分応えることができるものになっていない。

現行法上、銀行グループが行うことができる業務には、他業禁止の規制(注一三)が課されており、銀行または銀行持株会社がその子会社とすることができる会社(「子会社対象会社」)の類型は、法律上限定列举され(注一四)、また、これらの類型にあてはまらない国内(注一五)の会社(他業を営む会社)に対する出資は、五%(注一六)までに制限されている(法一六条の三第一項)(注一七)。

他方、金融グループとして、FinTechの動きに対応した出資を行う場合、出資対象となる会社の業務には、さまざまなものがあるが想定され得る。たとえば、当該業務が、銀行自身の業務に從属するものとなることが明確に認められるものであれば、從属業務(法一六条の二第二項一)と、また、それが金融関連のサービスに結実しているものと認められるものであれば、金融関連業務(同項二)となる余地があるものの、出資の時点ではその確実性が十分見込めず、厳密には他業への出資と整理せざるを得ないものも存在する。また、従来、他業と整理されてきている業務であるものの、銀行業との間で強い親近性を有し、銀行業と組み合わせることで、利用者利便の高い金融サービスの提供につながるものが期待されるもの(注一八)も、今後、増大し

ていくことが予想される。

これらの業務をはじめ、将来的にさまざまな展開が予想される中では、金融グループが行うことができる業務を法令上、あらかじめすべて列挙しておくのではなく、列挙された業務に加えて、銀行グループに、より柔軟な業務展開を可能とする枠組みを設けることが適切と考えられる。

そこで、改正法においては、「情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社」（注一九）（「新類型会社」）を子会社対象会社の類型に追加し（改正後の法一六条の二第一項一・二号の三、五二条の二三第一項一・二号の三）、基準議決権数を超える出資を可能としている。

もともと、新類型会社への出資により、従来銀行グループに課されてきた他業禁止の趣旨が損なわれることがないよう、このような出資については、当局による個別の認可からしめることとしている（改正後の法一六条の二第七項、五二条の二三第六項）（注二〇）。

当該認可に当たっての審査事項は内閣府令において定められることになるが、たとえば、①グループの財務の健全性に問題がないこと、②銀行業務のリスクとの親近性があることその他銀行本体へのリスク波及の程度が高くないと見

込まれること、③優越的地位の濫用や利益相反による弊害のおそれがないこと、④当該出資が、グループが提供する金融サービスの拡大またはその機会の拡大に寄与するものであると見込まれること等について勘案することが必要と考えられる。

(2) 決済関連事務等の受託の容易化

現行法上、銀行の子会社対象会社のうち、決済関連のシステム管理など、いわゆる従属業務を営む会社（注二二）については、「主として」親銀行グループ（または銀行持株会社グループ）の業務のために営んでいること（加えて、当該銀行グループ等に属する銀行からの収入があること）が求められている（注二二）（注二三）。具体的には、前記の「主として」の文言を受け、告示において親銀行グループ等からの収入が総収入の「五十%以上」であることが求められている（いわゆる「収入依存度規制」）（注二四）。収入依存度規制が設けられている趣旨は、従属業務は銀行業からみれば他業であるため、無制限にこれを許容すると健全性の観点から適切でないと考えられる一方、銀行業務の遂行に必要な業務であることから、銀行業務との一体性を確保し得る範囲に限定して、その取扱いを許容する点にある。

もともと、従属業務には、ITシステムの開発のように、初期コストは高額であるが、その後、規模の経済が働き、追加的費用は逡減して

いくといったものも存在する。こうしたものについても、同様に収入依存度規制を当てはめると、戦略的IT投資が求められる中、コストが過大なものとなり、結果として、戦略的なIT投資が損なわれるおそれがあり得る。

そこで、改正法においては、従属業務のうち、銀行のシステム管理やATM保守など、業務のIT化の進展に伴い銀行グループ内での業務効率化、あるいは、IT投資の戦略的な実施に際し、複数の金融グループ間の連携・協働が強く求められる業務について、現在、一律に50%以上とされている収入依存度の引下げを可能とするため、前記「主として」の文言を削除する改正を行っている（改正後の法一六条の二第一項一・二号・一〇項、五二条の二三第一項一・二号等）。

なお、前記の50%に代わる具体的な収入依存度の水準および、これが適用される従属業務の類型については、告示において定められることとなる。

5 外国銀行代理業務に関する特則

現行法においては、外国銀行支店等が、外国銀行の業務の代理・媒介業務（以下「外国銀行代理業務」という）を営もうとする場合には、委託元である外国銀行ごとに個別に認可を受けることが求められている。このため、外国銀行支店等が、当該外国銀行と同一グループに属す



る複数の外国銀行からの代理・媒介に係る委託を受ける場合であっても、個々の外国銀行ごとに認可を受ける必要がある。このため、たとえ日本に本拠地を置く企業グループの世界各地の支店・関係会社に対し、金融グループの各拠点（外国銀行）を活用して金融グループ一体で機動的にサービス提供しようとする場合に、当該金融グループの外国銀行支店等が当該企業グループの日本の本店等に出向き、各拠点の外国銀行に代わって商品説明をすることなどが行いづらく、制度を見直してほしいとの指摘がある。

現行法において、外国銀行支店等が外国銀行代理業務を行う際に認可が必要とされているのは、委託元となる外国銀行に対しては、当局の直接の監督権限が及ばないこと、さらに、委託元の外国銀行の監督を担う外国当局の規制・監督の態様、外国銀行支店のビジネスモデルや内部管理体制等の態様も個々の外国銀行ごとにさまざまであり得ること等を踏まえたものである。

この点に関し、監督当局において、委託元たる外国銀行グループ全体のビジネスモデルや内部管理体制等について審査し、これに加え、個々の委託先である外国銀行支店等について、日々の監督等を的確に行うことを前提とすれば、必ずしも委託元の外国銀行ごとの個別の認可を求める必要まではないものと考えられる。

これを踏まえ、改正法では、外国銀行支店等が外国銀行代理業務を行う場合に、委託元外国銀行単位での個別の認可に加え、委託元のグループ単位での包括的な認可の枠組みを設けている（改正後の法五二条の二第二項）。なお、グループ内の外国銀行が新たに委託元外国銀行となる場合については、内閣府令において別途届出を求める旨規定することを想定している。

## 6 その他

前記の銀行法に係る各事項に関しては、預貯金取扱金融機関に関する各法律（注二五）においても、性質上可能な範囲で、同様の改正を行っている。

（注一） FinTechとは、金融（Finance）と技術（Technology）を掛け合わせた造語であり、主に、ITを活用した革新的な金融サービス事業を指す。

（注二） 中間整理では、主に、「リテール分野を中心としたイノベーションの発展」、「企業の成長を支える決済サービスの高度化」、「決済インフラの改革」の三つの分野を中心に、横断的事項である決済システムの安定性と情報セキュリティ、イノベーションの促進と利用者保護の確保の観点も含め、今後さらに検討を進めていく必要のある課題について整理が行われた。

（注三） 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告」決済高度化に向けた戦略的取組み」（平成二七年二月二二

日）（[http://www.fsa.go.jp/sing/sing1\\_kinyufosin20151222-2.html](http://www.fsa.go.jp/sing/sing1_kinyufosin20151222-2.html)）。

（注四） 金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告」金融グループを巡る制度のあり方について」（平成二七年二月二二日）（[http://www.fsa.go.jp/sing/sing1\\_kinyufosin20151222-1.html](http://www.fsa.go.jp/sing/sing1_kinyufosin20151222-1.html)）。

（注五） 改正法は、銀行法のほか、資金決済法、電子記録債権法、その他預貯金取扱金融機関に関する各法律（後掲（注二五）参照）の改正を併せて行っている。

（注六） 「銀行持株会社グループ」は、「銀行持株会社並びにその子会社である銀行、第五十二条の二十三第一項各号に掲げる会社及び第五十二条の二十三の二第一項に規定する特例子会社対象会社の集団」として定義されている（改正後の法一二条の二第三項一号）。

（注七） 加えて、前述の持株会社の業務範囲の制約のために、持株会社形態を採用した場合、むしろ、親子会社形態の場合に比べ、グループ全体での一体的・効率的な業務運営が行いづらい状況にあるとの指摘もあった。

（注八） 持株会社には、たとえば、持株会社の取締役会等に「社外の視点」を取り入れるなどの工夫も行いながら、グループ全体に対する実効的な監督機能の発揮が確保されることが求められると考えられる。

（注九） 法一三条の二に定義されており、①当該銀行の子会社、②当該銀行の主要株主、③当該銀行を子会社とする銀行持株会社、④当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く）、⑤当該銀



行を所属銀行とする銀行代理業者などが含まれる。

(注一〇) 木下信行編『解説 改正銀行法』(日本経済新聞社、一九九九)二四八頁。

(注一一) 小山嘉昭『詳解 銀行法(全訂版)』(金融財政事情研究会、二〇一二)二四三頁参照。

(注一二) 実際、金融グループにおいては、統合によるシナジー効果発揮に向けたさまざまな取り組みが行われているが、こうした中で、グループ全体での収益強化を図るため、金融グループからは、グループ内で資金余剰の状態にあるエントティから資金不足のエントティに対し、社内レートを活用して資金融通を行いたいとの声がある。

(注一三) 本業専念による効率性の発揮、他業リスクの回避、利益相反の防止および優越的地位の濫用防止などがその趣旨と考えられる。

(注一四) 法一六条の二第一項各号、五二条の二三第一項各号。

(注一五) 海外の会社は、銀行法上、出資規制の対象となっておらず、子会社範囲規制のみが適用されることとなる。このような取扱については、改正法においても何ら変更されるものではないと考えられる。

(注一六) 基準議決権数(銀行またはその子会社からの出資の場合総株主等の議決権の一〇〇分の五)。なお、銀行持株会社またはその子会社からの出資の場合には、総株主等の議決権の一〇〇分の一五(法五二条の二四第一項)。

(注一七) 投資専門子会社(いわゆるベンチャーキャピタル)を通じた出資であれば、現行法下

でも基準議決権数を超えての出資が可能であるが、その対象となる会社は、非上場会社であることおよび中小企業者であることのほか、設立後年数、試験研究費、新事業活動従事者または研究者数等についての銀行法施行規則(以下、注において「規則」という)所定の要件を満たす、いわゆるベンチャー・ビジネス会社に限られる(法一六条の二第一項一、二、規則一七条の二第六項)。加えて、このようなベンチャー・ビジネス会社に対する出資には、一五年間の出資期間の制限も付されている(規則一七条の二第一項)。

(注一八) たとえば、ECモール運営会社に対して出資を行い、当該会社に集約される、ECモール出店者の商流に関する情報を融資審査に活用するビジネスモデルなどが考えられる。

(注一九) 「情報通信技術」は「技術」の例示として掲げられているにすぎないため、同技術を用いない業務を営む会社(Entechに分類されない会社)についても、基準議決権数を超える出資が許容される可能性があり得ることに留意が必要である。

(注二〇) 従来の子会社対象会社の類型については、基準議決権数超五〇%までの出資を行う場合は、届出で足りるとされているが、新類型会社に対する出資については、すべて認可の対象となる(法五三条一項八号・三項八号、規則三五条一項一、二、三項八号)。

(注二一) 「従属業務」には、システム関連業務、ATM保守点検業務、営業用不動産管理業務、事務用品購入・管理業務などが規定されている

(規則一七条の三第一項、三四条の一六第三項)。

(注二二) 従属業務を営む会社が、親銀行グループ(または親銀行持株会社グループ)を含む複数の銀行グループ等から業務を受託する場合には、これらグループからの収入の合計が総収入の九〇%以上となること(加えて、これら各グループに属する銀行からの収入があること)とのルールも別途存在しており、本文記載のルールとは、いずれかを満たせば足りるとの関係にある。

(注二三) 法一六条の二第一項一、五二条の二三第一項一〇号。

(注二四) 法一六条の二第一〇項、五二条の二三第九項、銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件。

(注二五) 農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、農林中央金庫法、郵政民営化法。

ゆやま・そういちろう  
かさはら・もとかず  
とみなが・たけはる  
ほんま・あきら  
はたの・けいすけ  
たけうち・ひろのり